

**2022年度**  
**一般社団法人大阪府臨床工学技士会**  
**定時社員総会議事録**

1. 開催日時 2022年6月5日（日） 午後1時15分から午後2時00分

1. 開催場所 大阪府大阪市中央区北浜東3-14

エル・おおさか（大阪府立労働センター）606号室

1. 出席代議員数 総代議員数 66名

出席代議員数 66名

内訳 本人出席 24名

委任状出席 41名

総代議員の議決権数 64個

出席代議員の議決権数 64個

1. 議長 藤江 建朗

1. 出席役員 理事 井上晃仁、 清水由希野、 泉 暢英、 小北克也、

恩地 隆、 河村誠司、 楠本繁崇、 熊山義久、

児玉健一郎、 杉浦正人、 福田将誉、 藤江建朗、

前川正樹、 村中秀樹、 峰松佑輔、 宮本哲豪、

山崎康祥、 山本 桂、 吉見隆司

監事 藤井宏一、 吉田 靖

1. 欠席役員 理事 定 亮志

1. 議事録作成者 会長 村中秀樹

1. 議事の経過の要領及び結果

定款第 21 条の規定に基づき、議長に藤江建朗（森ノ宮医療大学）、副議長に山本 桂（ベルランド総合病院）、書記に熊山義久（大阪医専）、児玉健一郎（PL病院）が選出され、満場一致にて選任された。議長は、出席者ならびに委任状通数を確認し、上記のとおり定足数にたる代議員の出席があったので、本定時総会は適正に成立したことを確認して議事に入った。

### 第1号議案 2021年度事業活動報告

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、会長 村中秀樹が説明を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

### 第2号議案 2021年度収支決算報告・監査報告

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、副会長 吉見隆司が説明を行った。それを受け、監事 吉田 靖、監事 藤井宏一が監査報告を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

### 第3号議案 定款・規則変更の件

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、副会長 吉見隆司が別紙新旧対照表のとおり、当法人定款及び役員選出規則、代議員選出規則、会費納入規則変更の説明を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

### 第4号議案 第8期役員改選の件

議長は、標記に関し選挙管理委員に説明を求め、選挙管理委員長 野口浩一（南大阪病院）が説明を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく次のとおり承認可決した。

理 事 井上晃仁、 泉 暢英、 小北克也、 河村誠司、 楠本繁崇、  
熊山義久、 児玉健一郎、 定 亮志、 福田将誉、 藤江建朗、  
前川正樹、 峰松佑輔、 宮本哲豪、 山本 桂、 吉見隆司  
(以上15名重任)

荒川昌洋、 杉原尚枝、 安田英也、 山村智美、 吉田幸太郎  
(以上5名新任)

監 事 吉田 靖 (以上1名重任)  
村中秀樹 (以上1名新任)

なお、定 亮志 を除く被選任者は、席上直ちにその就任を承諾した。

#### 1. 議事録署名人選任の件

議長は、総会議事録の署名人の選任について一同に諮ったところ、満場一致をもって次の者を選任した。

議事録署名人 代表理事 村中 秀樹  
福田 将誉  
宮本 哲豪

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

2022年6月5日

2022度 一般社団法人大阪府臨床工学技士会 定時社員総会

議 長

藤江 建朗



議事録署名人 代表理事 村中 秀樹



議事録署名人

福田 将誉



議事録署名人

宮本 哲豪



一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p>第5章 社員総会</p> <p>(開催)</p> <p>第19条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書類若しくは電磁的記録により、招集の請求が理事にあったとき。</p> <p>(3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て総会を招集するとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第20条 社員総会は、前第3号の規定により代議員が招集する場合は、除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が召集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書類若しくは電磁的記録をもって、2週間前までに通知しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>第5章 社員総会</p> <p>(開催)</p> <p>第19条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。</p> <p>(3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て総会を招集するとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第20条 社員総会は、前第3号の規定により代議員が招集する場合は、除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が召集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、2週間前までに通知しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p>(議決権の代理・書面による行使)</p> <p>第24条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって決議することができる。</p> <p>2 代理出席により議決権を行使する場合には、社員総会に出席する者に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>3 書面により議決権を行使する場合には、代議員は、社員総会の前日までに必要な事項を記載した議決行使書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により議決権を行使する場合には、代議員は、法令で定めることにより、この法人の承諾を得て、前日までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法でこの法人に提出しなければならない。</p> <p>5 前3項の規定により行使した議決件数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。</p> <p>(略)</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第6章 役員等</p>	<p>(略)</p> <p>(議決権の代理・書面による行使)</p> <p>第24条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。</p> <p>2 代理出席により議決権を行使する場合には、社員総会に出席する者に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>3 書面により議決権を行使する場合には、代議員は、社員総会の前日までに必要な事項を記載した議決行使書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により議決権を行使する場合には、代議員は、法令で定めることにより、この法人の承諾を得て、前日までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法でこの法人に提出しなければならない。</p> <p>5 前3項の規定により行使した議決件数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。</p> <p>(略)</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第6章 役員等</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>

一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第27条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>理事 <u>15名以上25名以内</u>                      監事 <u>2名以内</u></p> <p>2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、<u>3名以内</u>を副会長とする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、3箇月に1回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき                      (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書類若しくは電磁的記録により、<u>招集の請求が会長に</u>あったとき                      (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき</p> <p>(4) 監事から会長に対し、召集の請求があったとき</p>	<p>第27条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>理事 <u>3名以上20名以内</u>                      監事 <u>2名以内</u></p> <p>2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、<u>2名以内</u>を副会長とする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、3箇月に1回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき                      (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき                      (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき</p> <p>(4) 監事から会長に対し、召集の請求があったとき</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p>

一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(招集)</p> <p>第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 会長は、前条第3項第2号又は法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しななければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に理事の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p> <p>(略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 会長は、前条第3項第2号又は法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しななければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第13章 附 則</p> <p>(略)</p> <p>(施行日)</p> <p>第60条 この定款は平成30年3月18日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p> <p>2 この定款変更は2022年度定時社員総会の議決を経て、2022年6月5日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p> <p>(法令の準拠)</p> <p>第61条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。</p>	<p>第13章 附 則</p> <p>(略)</p> <p>(施行日)</p> <p>第60条 この定款は平成30年3月18日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p> <p>(法令の準拠)</p> <p>第61条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>

役員選出規則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款第27条に基づき、役員を選任に関する事項を定める。</p> <p>第2条 理事は、正会員の中から選出される理事（以下、内部理事）と臨床工学技士以外の学識者（以下、外部理事）とし、合わせて15名以上25名以内とする。</p> <p>第3条 監事は、正会員の中から選出する監事（以下、内部監事）と臨床工学技士以外の監事（以下、外部監事）とし、合わせて2名以内とする。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 役員選挙</p> <p>第13条 内部役員に立候補しようとする者、又は候補者を推薦しようとする者は選挙管理委員会に<u>あらかじめ定められた方法</u>で届け出る。ただし、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。</p> <p>第14条 内部役員選挙の告示は、投票期限の60日前とする。</p> <p>第15条 内部役員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた「立候補届出用紙（以下、届出用紙）」を指定の期間に選挙管理委員会に<u>書類若しくは電磁的記録</u>をもって提出しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人大阪府臨床工学技士会定款第27条に基づき、役員を選任に関する事項を定める。</p> <p>第2条 理事は、正会員の中から選出される理事（以下、内部理事）と臨床工学技士以外の学識者（以下、外部理事）とし、合わせて3名以上20名以内とする。</p> <p>第3条 監事は、正会員の中から選出する監事（以下、内部監事）と臨床工学技士以外の監事（以下、外部監事）とし、合わせて2名以内とする。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 役員選挙</p> <p>第13条 内部役員に立候補しようとする者、又は候補者を推薦しようとする者は選挙管理委員会に<u>文書</u>をもって届け出る。ただし、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。</p> <p>第14条 内部役員選挙の告示は、投票期限の60日前とする。</p> <p>第15条 内部役員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた「立候補届出用紙（以下、届出用紙）」を指定の期間に選挙管理委員会に<u>書面若しくは電磁的方法</u>をもって提出しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

## 役員選出規則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 異議の申し立て</p> <p>第23条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に書類若しくは電磁的記録をもって申し立てることができる。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、平成21年5月24日より施行する。</li> <li>2. 平成23年度臨時社員総会の議決を経て第2章第4条ならびに第8章第21条を改正し、平成24年3月25日より施行する。</li> <li>3. 改正後のこの規則は、平成30年3月18日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</li> <li>4. 2021年度定時社員総会の議決を経て第5章第14条を改訂し、新たに第15条、第16条、第17条を新設し、2021年6月19日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</li> <li>5. <u>2022年度定時社員総会の議決を経て、2022年6月5日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</u></li> </ol>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 異議の申し立て</p> <p>第23条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、平成21年5月24日より施行する。</li> <li>2. 平成23年度臨時社員総会の議決を経て第2章第4条ならびに第8章第21条を改正し、平成24年3月25日より施行する。</li> <li>3. 改正後のこの規則は、平成30年3月18日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</li> <li>4. 2021年度定時社員総会の議決を経て第5章第14条を改訂し、新たに第15条、第16条、第17条を新設し、2021年6月19日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</li> </ol>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

## 代議員選出規則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p>第5章 代議員選挙</p> <p>第9条 代議員選挙は、立候補制とする。</p> <p>第10条 代議員選挙の告示は、投票期限の60日前とする。</p> <p>第11条 代議員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた「立候補届出用紙（以下、届出用紙）」を指定の期間に選挙管理委員会に<u>あらかじめ定められた方法で届出なければならぬ</u>。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>1. この規則は、平成30年3月18日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p> <p>2. 2021年度定時社員総会の議決を経て第5章第13条を新設し、2021年6月19日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p> <p>3. 2022年度定時社員総会の議決を経て、<u>2022年6月5日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第5章 代議員選挙</p> <p>第9条 代議員選挙は、立候補制とする。</p> <p>第10条 代議員選挙の告示は、投票期限の60日前とする。</p> <p>第11条 代議員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた「立候補届出用紙（以下、届出用紙）」を指定の期間に選挙管理委員会に<u>文書をもって提出しなければならない</u>。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>1. この規則は、平成30年3月18日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p> <p>2. 2021年度定時社員総会の議決を経て第5章第13条を新設し、2021年6月19日開催の社員総会の承認後速やかに施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>



